事業者が乗務員に対して行う一般的な指導及び監督の指針

(平成13年8月20日国土交通省告示1366号)

(平成29年3月12日 施行)

貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項の規定に基づき、貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車(トラック)の運転者に対する指導及び監督を実施し、実施した日時、場所及び内容並びに指導監督を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所において保存するものとする。

1. 目的

トラックの運転者は、大型の自動車を運転したり、多様な地理的、気象的状況の下で運転したりすることから、道路の状況その他の運行の状況に関する判断及びその状況における運転について、高度な能力が要求される。このため、貨物自動車運送事業者はトラックの運転者に対して、継続的かつ計画的に指導及び監督を行い、他の運転者の模範となるべき運転者を育成する必要がある。そこで、貨物自動車運送事業者がトラックの運転者に対して行う一般的な指導及び監督は、貨物自動車運送事業法その他の法律に基づき、運転者が遵守すべき事項に関する知識のほか、トラックの運行の安全を確保するために必要な運転に関する技能及び知識を習得させることを目的とする。

2. 指導及び監督の内容(別紙記載)

3. 指導及び監督の実施に当たって配慮すべき事項

- (1) 運転者に対する指導及び監督の意義についての理解
- (2) 計画的な指導及び監督の実施 貨物運送事業者は、運転者の指導及び監督を継続的、計画的に実施するための<u>基本的</u> な計画を作成し、計画的かつ体系的に指導及び監督を実施することが必要である。
- (3) 運転者の理解を深める指導及び監督の実施
- (4) 参加・体験・実践型の指導及び監督の手法の活用
- (5) 社会的情勢等に応じた指導及び監督の内容の見直し
- (6) 指導者の育成及び資質の向上
- (7) 外部の専門的機関の活用
- ※その他の配慮すべき事項(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条関係)

◎教育資料の写しの添付

指導及び監督の内容の記録は、具体的に記録するとともに、<u>指導及び監督に使用し</u>た資料の写しを添付し保存する。

◎指導監督の対象

輸送安全規則に「従業員に対する指導監督」とあることから、貨物自動車運送事業の 用に供する事業用自動車(トラック)を**運転する全員に対して**行うようにする。

また、従業員に対しても輸送の安全に関する基本的な方針の策定その他国土交通大臣が、告示で定める処置を講じなければならない。

◎保存期間

上記の内容を満たした教育の記録簿を、営業所にて3年間保存する。

乗務員に対する一般的な指導監及び監督の内容

項目	内	容
①トラックを 運転する場合 の心構え	1. トラック輸送の社会的重要性 (1) トラック輸送の社会的に重要なる (2) トラック運転者の使命 2. トラック事故の社会的影響 3. 交通事故統計を用いた教育 (1) トラックによる交通事故発生状況 (2) トラックによる交通事故発生状況 4. 安全運行の心構え (1) トラックの運転が他の運転者に与	元の推移 己の傾向 - える影響の大きさ
②トラックの 運行の安全を 確保するため に遵守すべき 基本的事項	(3) 車両管理に係る規定(トラックの 2. 義務を果たさない場合の影響の把	.捏
③トラックの 構造上の特性	1. トラックの特性に合わせた運転 (1) トラックの「車高」に合わせた道(2) トラックの「車長」に合わせた道(3) トラックの「車幅」に合わせた道(4) トラックの「死角」(5) トラックのスピードの特性 2. トレーラの特性に合わせた運転 (1) トレーラの特性 (2) トレーラの安全運行 3. 貨物の特性を理解した運転 (1) 貨物積載時と空車時の違い	巨転
④貨物の正し い積載方法	1. 偏荷重の危険性 (1) 偏荷重の発生要因と危険性 (2) 偏荷重による運転への影響 (3) 軸重に関する規定及び軸重違反を 2. 安全輸送のための積付け・固縛の方法 (1) 積載のルール (2) 荷崩れしない積付けの方法 (3) 荷崩れしない固縛の方法 3. 荷崩れ防止のための走行中の注意点	
⑤過積載の危 険性	1. 過積載による事故要因と社会的影(1) 過積載による事故の要因(2) 社会に対する影響 2. 過積載による罰則(1) 運転者に対する罰則(2) 過積載に対する罰則(2) 過積載に対する警察の処置 3. 過積載の防止(1) 積載量の制限(2) 過積載防止のために運転者に求め(3) 過積載に対する荷主などへの禁止	りられること
⑥危険物を運 搬する場合に 留意すべき事 項	1. 危険物の性状 2. 危険物輸送の基本事項 (1) 輸送にあたっての安全確認事項 (2) 事故が起こった場合の対処 3. タンクローリー運行上の注意事項 (1) タンクローリーの車両特性 (2) タンクローリーの運行上の注意 「1) タンクローリーの運行上の注意 「1) タンクローリーの運行上の注意	

乗務員に対する一般的な指導監及び監督の内容

⑦適切な運行 の経路及び当 該経路におけ る道路及び交 通の状況	1. 適切な運行経路の選択と経路情報の把握 (1) 適切な運行経路の選択の必要性 (2) 運行経路情報(道路・交通)の事前把握 (3) 情報を踏まえた安全運行のための留意点 2. 許可運送における経路選択 (1) 許可運送について (2) 許可運送を安全に運行するための留意点
⑧危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法	1. 危険予測運転の必要性 2. 危険予測のポイント (1) 道路を利用する歩行者や自転車などの行動特性に応じた配慮 (2) 悪天候・夜間の危険への配慮 3. 危険予知訓練 4. 指差呼称及び安全呼称 5. 緊急時における適切な対応 (1) 交通事故や車両故障が発生した際の対応 (2) 自然災害の発生に備えた対応
⑨運転者の運 転適性に応じ た安全運転	1. 適性診断の必要性 2. 適性診断結果の活用方法 (1) 適性診断結果の活用方法の例 (2) 「性格」の診断結果の活用 (3) 「安全運転態度」の診断結果の活用 (4) 「認知・処理機能」の診断結果の活用
⑩交通事故に関わる運転者の生理的及の地理的要因のでは変に変になる。 対処方法	 交通事故の生理的・心理的要因 過労運転防止のための留意点 (1) 労働時間についての規定 (2) 運行中の留意点 (3) 日常生活での留意点 3. 飲酒や薬物の影響による危険運転防止のための留意点 (1) 飲酒運転に対する罰則 (2) 飲酒運転防止のための留意点 (3) 覚せい剤等の使用禁止の徹底 4. ヒューマンエラーを防ぐために (1) 道路交通法の禁止事項(携帯電話等の使用規制) (2) あせり、イライラ、疲れ時の運転 (3) 運転席周辺の環境整備
①健康管理の 重要性	1. 健康起因の事故と健康管理の必要性 (1) 疾病が要因の交通事故 (2) 健康診断の受診の必要性 (3) ストレスチェック等の受診の必要性 2. 健康管理のポイント (1) 身体面の健康管理 (2) 精神面の健康管理
② 安全性の向 上を図るための 装置を備える事 業用自動車の適 切な運転方法 【新設】	 運転支援装置に係る事故の事例 運転支援装置の性能及び留意点 (1) ブレーキ制御を行う装置 (2) ハンドル操作の警告や支援を行う装置 (3) 車体維持を支援する装置

- ※乗務員に対する一般的な指導及び監督は、輸送安全規則第10条1項により、国土交通省告示1366号の指針に沿った内容で実施しなければならない。
- ※⑥については危険物を運搬しない事業者(事業所)、⑰については、運転支援装置を保有する事業用自動車のない事業者(事業所)は当該項目を省略することができる。また、③の2.トレーラについても使用しない事業者(事業所)は省略できる。
- ※各項目の具体的な内容については、国土交通省「自動車運送事業者が事業用自動車運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル《第2編 本編》」を参照してください。

平成 年度 安全教育計画表 会社名:

予定月	項目	内容
月	①トラックを運転する場合の 心構え	1. トラック輸送の社会的重要性 2. トラック事故の社会的影響 3. 交通事故統計を用いた教育 4. 安全運行の心構え
月	②トラックの運行の安全を確保 するために遵守すべき基本的事 項	1. トラック運行に係る法令 2. 義務を果たさない場合の影響の把握
月	③トラックの構造上の特性	1. トラックの特性に合わせた運転 2. トレーラの特性に合わせた運転 3. 貨物の特性を理解した運転
月	④貨物の正しい積載方法	1. 偏荷重の危険性 2. 安全輸送のための積付け・固縛の方法 3. 荷崩れ防止のための走行中の注意点
月	⑤過積載の危険性	1. 過積載による事故要因と社会的影響 2. 過積載による罰則 3. 過積載の防止
月	⑥危険物を運搬する場合に留 意すべき事項	1. 危険物の性状 2. 危険物輸送の基本事項 3. タンクローリー運行上の注意事項
月	⑦適切な運行の経路及び当該経 路における道路及び交通の状況	1. 適切な運行経路の選択と経路情報の把握 2. 許可運送における経路選択
月	⑧危険の予測及び回避並びに 緊急時における対応方法	 危険予測運転の必要性 危険予測のポイント 危険予知訓練 指差呼称及び安全呼称 緊急時における適切な対応
月	⑨運転者の運転適性に応じた 安全運転	1. 適性診断の必要性 2. 適性診断結果の活用方法
月	⑩交通事故に関わる運転者の 生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法	1. 交通事故の生理的・心理的要因 2. 過労防止のための留意点 3. 飲酒や薬物の影響による危険運転防止のための留意点 4. ヒューマンエラーを防ぐために
月	⑪健康管理の重要性	1. 健康起因の事故と健康管理の必要性 2. 健康管理のポイント
月	⑫安全性の向上を図るための 装置を備える事業用自動車の 適切な運転方法	1. 運転支援装置に係る事故の事例 2. 運転支援装置の性能及び留意点

※乗務員に対する一般的な指導及び監督は、計画的に実施するための基本的な計画を作成 し、計画的かつ体系的に指導及び監督を実施すること。

※輸送安全規則第10条1項により、国土交通省告示1366号に定められた、12項目の全て を1年に1回必ず実施する必要がある。ただし、⑥に関しては該当する貨物の運送、⑫に 関しては、該当する車両がない場合には、省略することができる。

一般の運転者に対する安全教育

実施年月日	平成	年 月	日	(曜)	時間	時	分~	時	分
実施者名					開催場所				
法定項目(実施	歯の際□にチェ	ック)							
	転する場合の心			5過積載の危険	生	□ ⑨運転	者の運転適	性に応じた	安全運転
□ ②トラックの週 守すべき基本	፱行の安全を確保 ○ ○	呆するためし	こ遵 □(⑥危険物を運搬す 事項	ける場合に留意する			る運転者の れらへの対	生理的及び 処方法
□③トラックの様	造上の特性			⑦適切な運行の約 ける道路及び交通	圣路及び当該経路 風の状況	にお 🗌 ⑪健康管	管理の重要	性	
□ ④貨物の正し				⑧危険の予測及で おける対処方法	び回避並びに緊急	時に 🗌 ⑫安全M る事業月		図るための 適切な運転	
指導教育の内	內容								
		出席	者氏名	(欠席者は横に	こフォローアッ	プ日を記載)			

一般の運転者に対する安全教育(記載例)

□ 守づき基本的事項 ② (3)トラックの構造上の特性 □ ② 賞物の正い構蔵方法 □ ③ 常物の正い構蔵方法 □ ③ 常物の正い構成方法 □ ③ 常物の正い構成方法 □ ③ 常物の正い構成方法 □ ③ 常数育の内容 ① トラックを運転する場合の心構之 交通事故統計を用いて事故の影響の大きさについて教育を行っ ② トラックの構造上の特性 ※※※※※※※※ ※※※※※ ※※※※ ※※※ ※※※ ※※※ ※※ ※※		10-1 1-			- '''= ''' - '	
法定項目 (実施の際ロにチェック) ② たトラックを運転する場合の心概を 「	実施年月日	平成××年10	月 9日 (×曜)	時間	16時15分~18時00分	
② たらつりを運転する場合の心構を 実施した法定項目にレ点を入れる。 実施した法定項目が複数ある場合には該 学者を基本的事項 当市分の構造上の特性 「おる道路及び運動の投源 「おっかの所見 から 選前を図りの開始上の特性 「おる道路及び運動ですべきを発明する場合の心構を 「はなが対対方法 関係を図り内容 「はなが対対方法 「関係をの予測など回避道びに緊急時に 」 ② 安全性の向上を図るための装備を借いる事業 を取りのできない 「おおら対対方法 「関係をの予測など回避道びに緊急時に 」 ② 安全性の向上を図るための装備を借いる対策方法 「対する対対方法 「関係をの予測など回避道びに緊急時に 」 ③ 安全性の向上を図るための装備を借いる対策を で また 「おける対域方法 「	実施者名	000	000	〇〇〇 開催場所		
古澤教育の内容	✓ ①トラックを選─ ②トラックの選守すべき基本✓ ③トラックの相	重転する場合の心構夫 重行の安全を確保するため ま的事項 ち当り ちかまり	実施した項目が当するすべての ける道路及び交通	複数ある場合 項目にレ 点を の Mの状況	には該 交通事故に関わる運転者の生理的及び せんる。 理的要因及びこれらへの対処方法 健康管理の重要性	
 ① トラックを運転する場合の心構え 交通事故統計を用いて事故の影響の大きさについて教育を行っ 富・						
輸送 次郎 実施した全ての運転 費物 送太 要日 総太 10/10 16:00 貨物 送太 実施日当日に欠席した運転者に対しては、後日フォローアップの形にて実施する。その際、実施日と実施時間が異なる運転者がいる場合には実施時間を記載する。 事業 大介 18:00~ 転者がいる場合には実施時間を忘れずに記載する。 項目 増太 18:12~ 市間を記載する。 高速 大助 18:30~ 又は、別途教育記録簿を作成する。	 トラック 交通事故 トラック × × × × × × 使用資料 	を運転する場合の 統計を用いて事故 の構造上の特性 ××××××× ×××××××	の影響の大きさにつ	×××××× ×××××× 育内容を記載 [*] する方が望ま	日及び教育した内容を記載する。 	
輸送 太郎 実施した全ての運転 費物 送太 要日 総太 10/10 16:00 貨物 送太 実施日当日に欠席した運転者に対しては、後日フォローアップの形にて実施する。その際、実施日と実施時間を記載する。 事業 大介 18:00~ 転者がいる場合には実施時間を記載する。 項目 増太 18:12~ 市間を記載する。 高速 大助 18:30~ 又は、別途教育記録簿を作成する。		出,	席者氏名 (欠席者は横)		プ目を記載)	
	輸送 貨物 積載 安全 運行 大輔 事業 大介 項目 増太	太郎 次郎 送太 良太 転助 17:00~ 18:00~ 18:12~	施した全ての運転 の名前を記載する。 教育実施時間が異な 転者がいる場合には	る運	フォローアップ翌日 裕太 10/10 16:00~実施日当日に欠席した運転者に対しては、後日フォローアップの形にて実施する。その際、実施日と実施時間を忘れずに記載する。又は、別途教育記	
由口来(Byn H m) 由 中 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					東京都貨物自動車運送適正化事業実施機関	